

【ABC 消費者情報 Vol. 48】

■ S F 商法(ハイハイ学校)にご用心

日用品の無料配布で空き店舗などに客を集めて、徐々に高額な商品の購入を勧める S F 商法。市内各地で場所を変えて行われることもあり、高齢者がターゲットになることが多いようですので注意が必要です。

■ 相談事例

一人暮らしの高齢の母が、最近 S F 商法に通っており、これまで羽毛布団や高級じゅうたんなどを数百万円分購入している。歌謡ショーなどに連れて行かれることもあり、なかなかやめようとしない。

■ ここに注意

- ①日用品の無料配布や健康講習会などで興味を引き会場に誘導します
- ②景品配布などで客を興奮状態にさせ、高額な商品を勧めてきます
- ③通常、閉め切った会場で行い、途中で出られないこともあります

■ アドバイス

- 景品配布などに惑わされず、会場に出かけないようにしましょう
- 契約後、8 日間以内ならクーリング・オフができます
- 高齢者の被害防止のためには、日頃から地域や家庭での声かけが大切です
- 困ったときは消費生活センターにご相談を

【問合せ先】 鹿児島市消費生活センター
〒890-0063 鹿児島市鴨池二丁目 25-1-31
電話 099-258-3611